

交通規制に関する上申要領について（例規）

〔最終改正 平成23.3.22 例規務第6号〕
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

道路交通法に基づき京都府公安委員会が行う通行の禁止、制限または指定等（以下「交通規制」という。）について、警察署長が道路または交通事情の推移により、新たに交通規制を行い、または改正もしくは解除する必要があると認めた際に行う上申書については、今後、別記様式第1の交通規制上申書により上申されたい。

なお、昭和34年7月21日付4京交一第165号「交通規制を改廃する場合の上申要領について」の例規通達は、廃止する。

記

留意事項

- 1 上申書は、交通規制の種別ごとに作成した上、交通規制課長を経由して提出するものとする。
- 2 交通規制の対象道路が2署以上の区域にまたがる場合は、関係警察署長において協議の上、主たる区域を管轄する警察署長が上申すること。
- 3 交通規制の場所については、管内図および必要により現場見取図または現場写真を添付すること。
- 4 当該交通規制場所に対する道路標識の整備については、現地につき検討の上、有効適切な場所を選定し、別記様式第2により報告するとともに、前記の管内図または現場見取図に設置予定地点を明示すること。

（様式省略）